

Q.

企業年金、退職金制度が最近問題視されていますが？

A.

退職給付会計の導入、予定利回りの低下等により、制度の維持が困難な状況にある。

退職金の支払い準備制度として昭和30年代以降に発足した企業年金が大きな転換期を迎えています。右肩上がりの経済を前提に作られた企業年金である厚生年金基金および税制適格退職年金はバブル経済期までは企業にとっては節税効果と相まってまさに理想の退職金制度でした。ところがバブル経済崩壊による金融市場の長期低迷、国際会計基準の導入による隠れ債務の顕在化は、企業年金を根底から揺るがしかねない大変厳しい状況に追い込んでいます。こうした中、平成13年10月に確定拠出年金法、平成14年4月には確定給付企業年金法がそれぞれ施行されました。約40年ぶりの企業年金の改正ですが、現制度からの移換に関しては慎重な対応が必要と思われまます。企業年金、退職金制度について今後数回にわたり連載していく予定です。

● 企業年金とは

企業年金は退職金の資金調達手段としての外部積み立ての機能を有し、節税効果と相まって多くの中小企業で採用されました。法的には企業年金は次の3つに分類されます。

* 厚生年金基金

厚生年金の上乗せ給付として制度化され、単独型、連合型、総合型の3種類ありますが、この中でも中小企業が寄り合って組織

された総合型が複雑な問題を抱えています。また、確定給付企業年金法の施行により厚生年金の代行部分の返上が可能になりましたが、ファンドのスケールメリットがなくなる等課題もあります。確定給付型のため会計上積立不足が発生するリスクを内在しています。

* 税制適格退職年金

生命保険会社、信託銀行が取り扱っており比較的事業規模の小さい企業に多く採用されています。退職一時金の支払い準備制度としての一翼を担ってききましたが、確定給付企業年金法の施行により平成24年3月で制度の廃止が決定され、その対応が迫られています。確定給付型のため会計上積立不足が発生するリスクを内在しています。

* 確定拠出年金（企業型）

平成13年10月より施行された我が国初の確定拠出型の企業年金です。アメリカの401kをモデルに制度化され『日本版401k』とも呼ばれています。制度の中身はかなり異なります。制度の仕組み上、積立不足が発生しないということから施行前から話題になりましたが、現時点では導入企業は少なく普及にはしばらく時間がかかりそうです。

番外編として企業年金ではないですが、多くの中小企業で普及している退職金共済制度をご紹介します。

* 中小企業退職金共済制度（中退共）

その名のとおりに中小企業を対象とした退職

一時金の支払い準備制度として税制適格退職年金とともにその一翼を担ってきました。確定拠出年金と同様に会計上積立不足が発生しないことと、税制適格退職年金の移換先の一つとして注目を浴びています。国からの助成制度があるのが大きな特徴です。

* 特定退職金共済制度（特退共）

前記の『中退共』と内容に関しては類似しており、会計上積立不足が発生しません。中小企業のみならず大企業でも加入できます。税制適格退職年金の移換先の対象にはなっていません。

次回は企業年金が直面している問題点、その背景等を中心にお話しします。